

資格取得人材を増やすため、首都圏で展開する「ランドマーク税理士法人」が今月から、希望社員を対象に週休4日制度を始めた。税理士資格は複数の科目に合格する必要があるが、受験が多年にわたることが多い。働きながら勉強できる環境を整えて人材を確保する。

週休4日は、グループの税理士法人や行政書士法人などに勤める社員約400人が対象で、現在、制度利用者を募集している。給与は勤務時間に応じた支払いとなるが、正社員として社会保険などは適用される。

## 税理士法人 週休4日制

首都圏で展開の法人 資格取得を後押し

税理士試験は原則、会計学や税法といった5科目全てに合格する必要がある。在学中の合格は難しいとも言われる。経済的な負担も多いため、近年は税理士試験の受験者そのものが減少傾向にある。社員の資格取得を後押しすることで、幅広い相談に対応出来るようにしたい考えだ。

同法人は、東京都内に本店を置き、相続税を中心とした資産税に特化している。グループでは、不動産鑑定や経営支援などの事業も展開し、公認会計士や宅地建物取引士の資格取得者も在籍している。